

政治倫理条例（関係条文抜粋）

第2条（市長等及び議員の責務）市長等及び議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、第4条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。

第4条（政治倫理基準）市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の奉仕者として品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(4) 市職員の公正な職務の遂行を妨げ、又は市職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

第8条（政治倫理審査会）資産等報告書の審査その他政治倫理確立のため必要な事項の審査その他の処理を行うため、市長の附属機関として生駒市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

(2) 次条第1項の規定により調査の請求があった事案について、調査し、報告し、又は勧告すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、政治倫理の確立を図るため必要とされる事項について、調査し、勧告し、又は建議すること。

12 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第9条（市民の調査請求権）市民は、資産等報告書、兼業・兼職報告書又は兼業・兼職変更報告書（次条において「資産等報告書等」という。）に疑義があるとき、又は市長等若しくは議員がこの条例に定める政治倫理基準等に反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、市長等に係るものにあつては市長に、議員に係るものにあつては議長に調査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定による調査の請求がなされたときは、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを市長に送付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による請求がなされたとき、又は前項の規定による送付を受けたときは、調査請求書及び添付資料の写しを審査会に速やかに提出し、調査を求めなければならない。

4 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、当該調査を求められた日から90日以内に、その調査結果を市長に文書で報告しなければならない。この場合において、報告が議員に係るものであるときは、市長は、その写しを議長に送付しなければならない。

5 市長又は議長は、前項の規定による報告があった日から7日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。

第10条（虚偽報告等の公表）市長は、第8条第2項の規定による審査会の報告に、資産等報告書等の提出の遅滞、虚偽の報告又は調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨を速やかに公表しなければならない。

第11条（市長等及び議員の協力義務）市長等又は議員は、審査会の要求があるときは、審査若しくは調査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明しなければならない。

生駒市政治倫理条例施行規則

第10条（政治倫理審査会）

9 審査会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容が生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）第7条各号のいずれかに該当する情報を扱うものであると審査会が認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

10 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

11 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第11条（資産等報告書等調査請求書）条例第9条第1項の規定による調査の請求に係る調査請求書は、様式第5号によるものとする。

第12条（資料の提供又は会議への出席の要求）審査会は、条例第11条の規定による資料の提出又は会議への出席を要求しようとするときは、書面によりするものとする。この場合において、議員に対して要求するときは、議長を経由してするものとする。